

## 平成 30 年度 コンプライアンス推進行動計画

### 1. 計画の目的

当機構では、平成 29 年 12 月 4 日の理事会において、コンプライアンスの推進と再発防止策として「コンプライアンス宣言」を採択し、「コンプライアンス推進基本方針」を定めた。

本計画は、役員及び管理監督職員が率先してコンプライアンスを着実に推進するための年次的な取組みとして定める。

### 2. 計画におけるコンプライアンスの位置づけ

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と訳されるが、本計画では法令だけにとどまらず、法人内のルールや社会規範まで含めたものとする。

また、法令や規則を機械的に守れば良いという形式的な考え方から、病院としての本来的な使命や社会からの信頼に応えていくうえで、法令やルールと実態との乖離を積極的に是正しようとする柔軟な意識のあり方を目指すべき実質的なコンプライアンスと位置づける。

本計画の推進にあたっては、職場内のミーティングや職員研修等の既存の手法や制度を活用するとともに、職員の創意工夫のもとに新たな取組みにもチャレンジすることとする。

### 3. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### 4. 当計画期間における達成目標

コンプライアンス宣言の理念を定着させ、その実践を図るため、当計画期間において組織風土の改革や職員の意識・行動変化が進められるよう以下の目標を掲げ、全職員で取組を進める。

- i) コンプライアンス推進体制の整備
- ii) コンプライアンス意識の高い職場風土の醸成

## 5. 重点施策

- (1) コンプライアンス推進委員会の設置
- (2) 内部監査によるモニタリングの強化
- (3) 審査室による契約業務の適正化
- (4) 相談・通報体制の充実（公益通報制度の整備と周知）
- (5) 管理監督職員の能力向上
- (6) リスク評価活動の推進（部署ごとの課題の把握と改善）
- (7) 健全な職場環境の醸成
- (8) 職員の意識改革・サービスの確保
- (9) コンプライアンス推進月間の制定

## 6. 具体的な取組・活動

### (1) コンプライアンス推進委員会の設置

委員会は、病院の全部署の所属長で構成し、コンプライアンス推進本部が決定する基本的な方針や本計画を組織的に推進する役割を担うとともに、コンプライアンスに係る組織内の情報共有及び課題等を協議する。会議は3カ月ごとに開催する定例会と随時開催の臨時会とする。

### (2) 内部監査によるモニタリングの強化

機構の執行機関から独立した専任組織を設置し、内部監査業務を充実させる。（内部監査員2人）  
監事とのコミュニケーションを確保し、監査業務のサポート体制を整備する。

### (3) 審査室による契約業務の適正化

審査室を新設し、契約の施行決定を行う段階での事前審査を徹底させることで会計、契約規程に基づく調達・契約手続を確立させる。

### (4) 相談・通報体制の充実（公益通報制度の整備と周知）

業務に係る法令等違反や不当な行為（サービス規律違反、ハラスメント）などについて相談・通報がしやすい適切な窓口を設置し、制度の周知啓発を図りながら職員等が間違ったことに対して意見が言える環境を整える。

(5) 管理監督職員の能力向上

リスクマネジメント研修などを通して、管理監督する立場や役割を自覚させ職場内の問題を見逃さず注意・改善するための指導力を養成する。また、所属長として日頃から声かけなどの気配りや業務状況や職員の動静を把握するためのリーダーシップを向上させる。

(6) 部署ごとの課題設定と改善

それぞれの職場において、コンプライアンスに関する課題や目標を設定し、コンプライアンス推進責任者（所属長）が中心となって全員で解決に向けた取組を進める。

(7) 健全な職場環境の醸成

朝礼やミーティング等の機会を活用して、管理監督職員が情報共有やコミュニケーションを促進することで、職員同士のチームワークを向上させ風通しの良い職場づくりを推進する。

また、幹部職員による職場訪問を行い、組織全体で顔の見える関係づくりを進める。

(8) 職員の意識改革・サービスの確保

研修をとおして地独職員として求められる倫理やサービス（特に利害関係者との接触に係るルール）を全職員に周知・理解させるとともに、より実践的な研修内容を検討し、職員のコンプライアンス意識の向上と職員倫理の確保を図る。

また、コンプライアンス通信など職員に向けた定期的な情報発信によりコンプライアンスに対する意識喚起や職場ミーティング等での意見交換の題材を提供する。

(9) コンプライアンス推進月間の制定

昨年発生した不祥事を風化させることなく、コンプライアンスへの関心を高めるために、推進月間を設け、職員意識調査や講演会、啓発活動等を行う。

## 7. 検証及び公表

本計画の実施結果及び目標の達成状況については、コンプライアンス推進委員会で実績や課題を検証し、コンプライアンス推進本部及び理事会に報告するとともに次年度の計画策定に効果的に反映させる。

また、計画の達成状況等の結果については、ホームページで公表する。

## 8. コンプライアンス推進体制（イメージ図）

